

鳥取県非住宅木造建築拡大推進事業費補助金の間接補助に係る交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県非住宅木造建築拡大推進事業費補助金交付要綱（令和3年4月1日付第202000350290号鳥取県農林水産部長通知、以下「県要綱」という。）のほか、鳥取県非住宅木造建築拡大推進事業費補助金（以下「本補助金」という。）の間接補助を行う上で必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、県産材を使った民間における非住宅建築物の木造化、内外装木質化等を支援し、県産材の利用促進を図ることを目的として交付する。

(定義)

第3条 この要綱において使用する用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 県産材 県内の森林で育ち伐採された原木を県内で製材・加工した製材品又は部材のすべてが同原木を県内で加工した木材で構成された製品（単板積層材、直交集成板及び合板）をいう。
- (2) 非住宅建築物 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第2条第1項の住宅以外の建築物並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第17項の共同生活援助を行う施設及び更生保護事業法（平成7年法律第86号）第2条第1項の更生保護事業を行う施設をいう。
- (3) 木造化 県内で非住宅建築物を新築、増築、改築するに当り、構造耐力上主要な部分（建築基準法施工令（昭和25年政令第338号。以下「建築基準法施行令」という。）第1条第3号の規定による構造耐力上主要な部分をいう。）に10立方メートル以上の県産材を使用することをいう。
- (4) 内外装木質化等 県内で非住宅建築物の内外装に県産材を使用（以下「内外装木質化」という。）又は県産材を主たる原材料として使用した什器を建築物に設置すること（県産材使用量が0.05立方メートル未満の場合を除く。）をいう。
- (5) 木育スペース 主として未就学児が、内外装木質化等を行った区域で県産材に触れながら遊べる場所をいう。
- (6) 県産木製おもちゃ 県内で製造された木製のおもちゃをいう。
- (7) 建築物木材利用促進協定 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第15条第1項の協定をいう。
- (8) 延床面積 建築基準法施行令第2条第1項第4号に規定する面積をいう。

(補助金の交付)

第4条 一般社団法人鳥取県木造住宅推進協議会（以下「協議会」という。）は前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う事業者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、別表の第2欄に掲げるもの（以下「補助事業者」という。）に対し、その者が行う

事業に係る補助対象経費（同表の第3欄に掲げる経費をいう。以下同じ。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に同表の第4欄に定める単価又は率を乗じて得た額（ただし、1円未満の端数が生じた場合はこれをきりずるものとし、同表の第5欄に定める額を限度とする。）と同表の第5欄に定める額又は第6欄に定めるところにより算出した額と第5条第1項の実施計画における補助金額と比較していずれか低い額以下とする。

また、

- 3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と協議会が認めた場合については、この限りではない。

（事業の実施）

第5条 補助事業者は、毎年2月14日（休日のときは、直前の平日）までに、木造化の場合にあっては様式第3—1号、内外装木質化等の場合にあっては様式第3—2号の実施計画を作成し、様式第1号の申請書に添付して一般社団法人鳥取県木造住宅推進協議会会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。

- 2 会長は、提出を受けた実施計画の内容を適当と認めたときは、様式第2号により補助事業者へ通知するものとする。
- 3 補助事業者は、前項の通知の日以降に事業に着手し、翌年度の2月末日までに事業を完了するものとする。
- 4 計画の変更については、第1項に準じて行うものとする。

（交付申請の時期等）

第6条 本補助金の交付申請は、会長が別に定める日までに行わなければならない。

- 2 様式第4号の交付申請書に添付すべき書類は、木造化の場合にあっては様式第3—1号、内外装木質化等の場合にあっては様式第3—2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、第4条第2項の規定にかかわらず仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定の時期等）

第7条 本補助金の交付決定は、原則として、県からの交付決定を受けた日から原則30日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定は、様式第5号によるものとする。

3 協議会は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第4条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（変更等の承認）

第8条 補助事業者は、補助金の増額変更、中止又は廃止を行う場合は、あらかじめ様式第6号の変更承認申請書を提出し、承認を受けなければならない。

2 第7条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（進捗状況報告）

第9条 補助事業者は、年度が終了したときにおいて補助事業が終了しないときは、翌年度の4月10日までに進捗状況報告書を提出しなければならない。

2 前項の報告は、様式第8号によるものとする。

（実績報告の時期等）

第10条 補助事業者は、事業が完了、中止又は廃止したとき、次に掲げる日までに様式第9号の実績報告書を提出しなければならない。

（1）補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日

（2）交付決定を受けた補助事業の完了予定年月日の属する年度が終了したときは、会長が別に定める日と補助事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日

2 実績報告書に添付すべき書類は、木造化の場合にあっては様式第3-1号、内外装木質化等の場合にあっては様式第3-2号によるものとする。

3 補助事業者は、実績報告に当り、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入れ控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第10号により速やかに会長に報告し、会長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を返還しなければならない。

（補助事業者等の協力等）

第11条 非住宅建築物の建築主（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第16号の建築主をいう。以下同じ。）、設計者及び施工者（以下「間接補助事業者等」という。）は、原則として県が行う当該非住宅建築物の県産材活用等に係る広報、とっとりカーボンストレージの認証（とっとりカーボンストレージ認証制度実施要領（令和4年1月19日付第202100257510号鳥取県農林水産部長通知）第3条の認証をいう。）に係る申請等に協力するものとする。

2 補助事業者等は、補助事業に係る非住宅建築物の玄関、エントランスホール、受付等県民の目に触れ

やすい部分において、県産材による構造材現し又は内外装木質化等に努めるものとする。

(遂行等の指示)

第12条 協議会は、次のいずれかに該当するときは、補助事業者に対し、必要な措置をとるよう指示することができる。

- (1) 対象事業が、交付決定の内容又はこれに付された条件(以下「決定内容等」という。)に従って遂行されていないと認めるとき。
- (2) その他交付目的を達成することが困難であると認めるとき。

2 補助事業者は、次のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を協議会に報告し、その指示を受けなければならない。

- (1) 対象事業が予定の期間内に完了しないことが明らかになったとき。
- (2) その他決定内容等に従って対象事業を遂行することが困難になったとき。

(報告及び検査)

第13条 協議会は、交付目的を達成するために必要があると認めるときは、補助事業者から報告を求め、又はその指名した職員に当該補助事業等に係る施設、帳簿その他の物件を検査させることができる。

2 協議会は、補助事業等が決定内容等に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、必要な措置をとるよう指示することができる。

(書類の保存)

第14条 補助事業者は、次に掲げる事項を記載した書類及びその内容を証する書類を整備し、補助事業等の完了した年度の翌年度から起算して5年間、これらを保存しておかななければならない。

- (1) 補助金等の出納の状況
- (2) 対象事業の遂行の状況
- (3) 対象事業に係る収入及び支出の状況

(その他遵守事項)

第15条 補助事業者は、県要綱、本要綱その他定められた事項を遵守しなければならない。

(雑則)

第16条 本要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施工し、令和3年度に実施する事業から適用する。

附則

1 この要綱は、令和4年4月6日から施行し、令和4年度に実施する事業から適用する。

2 この改正前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

1 補助事業	2 事業実施 主体	3 補助対象 経費	4 補助単価・ 補助率	5 補助上限額	6 上限事業費
非住宅木造 建築拡大推 進事業（木造 化）	木造化を行 う者（建築 主、設計者、 施工者）	県産材の材 料代に要す る経費	4.5万円/m ³	135万円/件 (30 m ³ /件)	—
非住宅木造 建築拡大推 進事業（内外 装木質化等）	内外装木質 化等を行う 者（建築主、 設計者、施工 者）	内外装木質 化等に要す る経費（木育 スペースを 設置する場 合は、県産木 製おもちゃ の購入経費 も対象とす る。）	1/3 ただし、木育 スペースを 設置する場 合は1/2	—	200万円

※木造化と内外装木質化等は併用できない。ただし、建築物木材利用促進協定を締結している場合はこの限りではない。この場合において、内外装木質化等の補助対象とした県産材の材積は、木造化の補助対象外とする。

※国、県又は市町村が建築主の施設、神社、寺院又は教会その他これに類する施設及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項の性風俗関連特所営業に該当する施設は対象としない。

※内外装木質化等は、要綱第9条第1項に定める進捗状況報告、第10条第1項に定める実績報告書を交付決定年度の2月末日までに行うこと。

様式第1号（第5条関係）

鳥取県非住宅木造建築拡大推進事業実施計画申請書

令和4年 月 日

一般社団法人鳥取県木造住宅推進協議会 会長 様

申請者 住 所
会 社 名
代表者氏名

別添のとおり、鳥取県非住宅木造建築拡大推進事業実施計画書を添えて提出します。

【担当者】

氏 名	
役職・所属	
連絡先 (電話・メール)	

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

団 体 名
代表者氏名 様

一般社団法人鳥取県木造住宅推進協議会
会長 聲高 昌可

鳥取県非住宅木造建築拡大推進事業実施計画の承認及び交付申請書の提出について（通知）

年 月 日付けで提出された実施計画については、鳥取県非住宅木造建築拡大推進事業費補助金交付要綱（令和3年4月1日（一社）鳥取県木造住宅推進協議会会長通知、以下「要綱」という。）第5条第2項の規定に基づき承認しますので、要綱第6条の規定により下記のとおり交付申請書を提出してください。

（担当者）一般社団法人鳥取県木造住宅推進協議会 伊井野
電話 0857-30-0278

記

1 交付申請期限

年 月 日（ ）

ただし、確認済証の公布の都合上、期限内の提出が困難な場合は、当該公布日の10日後と 年3月日のうちいずれか早い日

※下線部は木造化の場合のみ記載

2 施設の名称

3 交付申請書の提出先

一般社団法人鳥取県木造住宅推進協議会

※交付申請期限までに提出して下さい。

は横架材（梁、桁その他これらに類するものをいう。）で建築物の自重若しくは積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧若しくは水圧又は地震その他の振動若しくは衝撃を支えるものをいう。

3 補助金の額

(1) 非住宅木造建築拡大推進事業（木造化）

県産材使用量（A）	単価（B）	補助金額（A×B）
m ³	4.5万円/m ³	(C) 円
(樹種別の内訳)		
m ³	/	
m ³		
m ³		

(注) 補助対象とする県産材使用量は30m³を上限とする。

4 事業完了（予定）年月日 令和 年 月 日

5 他の補助金の活用

(1) 活用の有無（有 ・ 無）

※他の補助金活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をすること。

(2) 活用補助金の概要

補助金名	事業内容	問合せ先

6 消費税の取り扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者）

7 添付書類

実施計画書には、以下の資料を添付すること。

- (1) 施工位置図、設計図面（配置図、平面図、立面図等、県産材の使用箇所がわかる図面（樹種ごとに色分けすること））
- (2) 補助金の申請者・受領者が建築主以外の場合は建築主の承諾書（様式第7号）
- (3) その他、協議会が必要と認める書類

交付申請時には、以下の資料を添付すること。なお、実施計画書に添付した内容と同じ場合は、添付の必要はありません。

- (1) 施工位置図、設計図面（配置図、平面図、立面図等、県産材の使用箇所がわかる図面（樹種ごとに色分けすること））
- (2) 木材使用量、県産材使用量が確認できる資料（樹種別に分かるもの）
- (3) 建築費の内訳が確認できる資料（見積書、設計金額内訳表等）
- (4) 確認済証の写し又は建築工事届の写し（10m²を超える建築物）
- (5) 補助金の申請者・受領者が建築主以外の場合は建築主の承諾書（様式第7号）

(6) その他、協議会が必要と認める書類

実績報告時には、以下の資料を添付すること。

- (1) 施工位置図、設計図面（交付申請時から変更となった場合に添付）
- (2) 木材使用量、県産材使用量が確認できる資料（納品書の写し等、樹種別に分かるもの）
- (3) 鳥取県産材産地証明書の写し（鳥取県産材活用協議会等が発行するもの）
- (4) 写真（施工前写真、施工状況写真、完成写真）
- (5) その他、協議会が必要と認める書類

様式第3-2号 内外装木質化等 (第5条、第6条、第10条関係)

年度 非住宅木造建築拡大推進事業実施計画(報告)書 内外装木質化

1 事業の目的

2 事業の内容

施設の名称			
施設の所在地			
施設の用途			
施設の規模	階数：地上 階、地下 階	延床面積：	m ²
内外装木質化の規模	内外装木質化の面積： m ²	延床面積：	m ²
木材使用量	m ³		
県産材使用量(0.05m ³ 以上)及び使用率	m ³ (%)		
内外装木質化等の内容			
内外装木質化	木質化する部分	使用する県産材(樹種別)	数量
	(記載例) 床	杉フローリング(4m×18cm×30mm)	0.4 m ³
			m ³
	(注) 木質化する部分別に使用する樹種別の県産材使用量を記載すること。		
什器等の制作・購入	(注) 什器等の制作、購入の内容及び県産材使用量を記載すること。		
内外装木質化等に係る経費	円		
内外装木質化等の期間(予定)	年 月 日 ~ 年 月 日		
施工者(建築業者の名称)			
所在地			
担当者(職・氏名)			
連絡先		電話：	ファクシミリ：
		メールアドレス：	
設計者(設計事務所の名称)			
所在地			

	担当者（職・氏名）		
	連絡先	電話： メールアドレス：	ファクシミリ：
建築主（団体又は氏名）			
	所在地		
	担当者（職・氏名）		
	連絡先	電話： メールアドレス：	ファクシミリ：

(注) 木材使用量、県産材使用量、内外装木質化等の内容、内外装木質化等に係る経費については、実施計画時は概算とする。

3 補助金の額

(1) 非住宅木造建築拡大推進事業（内外装木質化等）

区分	事業費（A）	補助率（B）	補助金額（A×B）
内外装木質化に係る経費	円	—	—
什器等の制作・購入に係る経費	円	—	—
県産木製おもちゃの購入に係る経費	円	—	—
計	円	1/3 (木育スペース設置 1/2)	(C) 円
	(> 2, 000千円) = 2, 000千円	1/3 (木育スペース設置 1/2)	(C) 666, 666 円 (1, 000, 000円)

(注) 内外装木質化等（木育スペースを設置した場合のおもちゃ購入費を含む。）に係る経費の事業費は 2, 000 千円を上限とする。

木育スペースの設置の場合は、補助率を 1/2 とする。

県産木製おもちゃの購入は内外装木質化等を行った木育スペースを設置する場合に限り補助対象とする。

4 事業完了（予定）年月日 年 月 日

5 他の補助金の活用（有 ・ 無）

※他の事業を活用する場合は、補助金名、事業内容、当該補助金に係る問合せ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載すること。

補助金名	事業内容	問合せ先

6 消費税の取り扱い（一般課税事業者 ・ 簡易課税事業者 ・ 免税事業者）

7 添付書類

実施計画書には、以下の資料を添付すること。

- (1) 施工位置図、設計図面（県産材の使用箇所が分かる配置図、平面図、立面図等）
- (2) 補助金の申請者・受領者が建築主以外の場合は建築主の承諾書（様式第7号）
- (3) 建築物木材利用促進協定書の写し（該当する場合に限る。）
- (4) 木育スペースを設置する場合は、その概要がわかる図面及び資料（県産木製おもちゃを購入する場合は、当該見積書を含む。）
- (5) その他、協議会が必要と認める書類

交付申請時には、以下の資料を添付すること。なお、実施計画書に添付した内容と同じ場合は、添付の必要はありません。

- (1) 施工位置図、設計図面（県産材の使用箇所が分かる配置図、平面図、立面図等）
- (2) 木材使用量、県産材使用量が確認できる資料（樹種別に分かるもの）
- (3) 内外装木質化等の経費の内訳が確認できる資料（見積金額内訳等及びエクセルデータ）
- (4) 補助金の申請者・受領者が建築主以外の場合は建築主の承諾書（様式第7号）
- (5) 木育スペースを設置する場合は、その概要がわかる図面及び資料（県産木製おもちゃを購入する場合は、当該見積書を含む。）
- (6) その他、協議会が必要と認める書類

実績報告時には、以下の資料を添付すること。

- (1) 施工位置図、設計図面（交付申請時から変更となった場合に添付）
- (2) 木材使用量、県産材使用量が確認できる資料（納品書の写し等樹種別に分かるもの）
- (3) 内外装木質化等の経費の最終的な内訳が確認できる資料（金額内訳等及びエクセルデータ）
- (4) 鳥取県産材産地証明書の写し（鳥取県産材活用協議会等が発行するもの）
- (5) 施工前写真、施工状況写真、完成写真、木育スペース写真（該当する場合に限る。）、県産木製おもちゃ写真（該当する場合に限る。）
- (6) 木育スペースを設置する場合は、その概要がわかる図面及び資料（交付申請時から変更となった場合に添付）
- (7) 県産木製おもちゃを購入した場合は、当該証票書類（請求書等）
- (8) その他、協議会が必要と認める書類

一般社団法人鳥取県木造住宅推進協議会 会長 様

〒

申請者 住所
氏名
(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

鳥取県非住宅木造建築拡大推進事業費補助金交付申請書

下記のとおり、補助金の交付を受けたいので、鳥取県非住宅木造建築拡大推進事業費補助金の間接補助に係る交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

補助事業等の名称	鳥取県非住宅木造建築拡大推進事業費補助金
算定基準額	円
交付申請額	円
添付書類	・ 事業実施計画書

年 月 日

様

氏名 一般社団法人鳥取県木造住宅推進協議会
会長 聲高 昌可

年度 鳥取県非住宅木造建築拡大推進事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付 の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県非住宅木造建築拡大推進事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業の内容は、申請書に記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | |
|------------|---|
| （1）算定基準額 金 | 円 |
| （2）交付決定額 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載されたとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、対象経費の実績額について、鳥取県非住宅木造建築拡大推進事業費補助金交付要綱（令和3年4月1日付（一社）鳥取県木造住宅推進協議会会長通知、以下「要綱」という。）第4条第2項及び第7条第3項の規定を適用して算定した額と前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程等の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様式第6号(第8条関係)

年 月 日

一般社団法人鳥取県木造住宅推進協議会 会長 様

住 所
申請者 氏 名
(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

○年度(補助事業等の名称)変更(中止・廃止)承認申請書

年 月 日 による交付決定に係る事業について、下記のとおり変更(中止・廃止)したいので、鳥取県非住宅木造建築拡大推進事業費補助金の間接補助に係る交付要綱第8条第1項の規定により申請します。

記

補 助 金 等 の 名 称	
交 付 決 定 額	
変更(中止・廃止)後の額	
差 引	
変更(中止・廃止)の時期	
変更(中止・廃止)の理由	
添 付 書 類	変更(中止・廃止)後の事業実施計画書

一般社団法人鳥取県木造住宅推進協議会 会長 様
鳥取県農林水産部森林・林業振興局県産材・林産振興課長 様

建築主 住 所
会 社 名
代表者氏名

4年度 鳥取県非住宅木造建築拡大推進事業費補助金承諾書

鳥取県非住宅木造建築拡大推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の計画申請、交付申請、補助金受領に当たり、下記のとおり請負契約締結者から説明を受け、その内容等について承諾しました。

記

- 1 施設の名称、所在地
- 2 請負契約締結者（補助金の申請者）
住 所
会社名
代表者氏名
- 3 事業計画
要綱様式第3号 鳥取県非住宅木造建築拡大推進事業実施計画書のとおり
- 4 補助金の受領
本補助金の受領者は次のとおり
（ 施工者 ・ 設計者 ）

（注1）この様式は、補助金の申請者及び受領者が建築主以外の場合に提出してください。
（注2）4 補助金の受領については、補助金の受領者として施工者又は設計者のいずれかを○で囲んでください。

一般社団法人鳥取県木造住宅推進協議会 会長 様

住 所
会 社 名
代表者氏名

年度 鳥取県非住宅木造建築拡大推進事業費補助金進捗状況報告書

年 月 日付による交付決定に係る事業について、下記のとおり報告します。

記

補助金等の名称	鳥取県非住宅木造建築拡大推進事業費補助金	
交付決定	算定基準額	交付決定額
	円	円
交付決定を受けた年度に係る実績（A）	円	円
交付決定を受けた年度の翌年度に係る見込（B）	円	円
交付決定を受けた年度の県産材使用量	m ³	
交付決定を受けた年度の翌年度に係る県産材使用量（見込）	m ³	
事業着手年月日	年	月 日
事業完了予定年月日	年	月 日

（注） AとBの合計は交付決定額と一致する。

様式第9号(第10条関係)

年 月 日

一般社団法人鳥取県木造住宅推進協議会 会長 様

住 所
申請者 氏 名
(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

年度鳥取県非住宅木造建築拡大推進事業費補助金実績報告書

年 月 日付による交付決定に係る事業の実績について、鳥取県非住宅木造建築拡大推進事業費補助金の間接補助に係る交付要綱第10条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

補助金等の名称	鳥取県非住宅木造建築拡大推進事業費補助金	
交付決定	算定基準額	交付決定額
実績		
差引		
添付書類	事業報告書	

年 月 日

一般社団法人鳥取県木造住宅推進協議会 会長 様

住 所
会 社 名
代表者氏名

○年度 仕入控除税額報告書

年 月 日付で交付決定の通知のあった鳥取県非住宅木造建築拡大推進事業費補助金について、鳥取県非住宅木造建築拡大推進事業費補助金の間接補助に係る交付要綱（令和3年4月1日付（一社）鳥取県木造住宅推進協議会会長通知）第10条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の額の確定額（年 月 日付第 号による額の確定通知額）
金 円
- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税相当額
金 円
- 4 補助金返還相当額（3－2）
金 円

※参考となる資料を添付すること。